

# 12月3日 ◀ 12月9日 ▶ は障害者週間

常陸大宮市に暮らす約4万5千人のうち、何らかの障がいがある方は約2千人います。誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを目指し、障がいについての理解を深め、人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」をつくっていきましょう。

▼障がいには「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」の3種類があります。

## 身体障がい

視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、手足の不自由、心臓・腎臓・呼吸器などの内臓機能の障がい等、生まれつき症状をお持ちの方や、事故・病気で発症によるものなど様々な障がいがあります。

## 知的障がい

先天的に知的な理解力や判断力が弱かったり、人や環境になじみにくかったりし、生活に支障があります。ちょっとした声かけなどの支援で解決することも多く、軽度の場合本人も周囲も気づかないこともあります。

## 精神障がい

統合失調症やうつ病など精神の病気により、長期にわたって日常生活に支障のある状態です。仕事などでストレスを抱えて精神障がいになる例が増えていきます。

▼外見ではわからない場合もあります。

心臓のペースメーカーなどは勿論見えますし、聴覚の障がいや知的の障がい、精神の障がいは関わって初めて障がいをお持ちの方と分かる場合もあります。



▼誰でも障がい者になる可能性があります。

障がいには、生まれつきのものや生活をする中でなる場合があります。例えば、交通事故で手足が不自由になった人や、脳梗塞で半身不随になった人、仕事のストレスや人付き合いに疲れて精神障害者になった人などです。

私たちの誰もが、このような形で障がい者になる可能性があるのです。障がいを理解し、障がいのある方もない方も誰もが安心して暮らすことができるまちをつくっていきましょう。



障がいをお持ちの方に対する制度や手当には次のようなものがあります。

### 障害児福祉手当

- 対象者  
身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児  
※ただし、次の場合は対象となりません  
①受給者またはその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上の場合  
②施設等に入所している方  
③障がいを支給事由とする年金給付を受けている方
- 支給額 月額 14,330円

### 特別障害者手当

- 対象者  
身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者  
※ただし、次の場合は対象となりません  
①受給者またはその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上の場合  
②施設等に入所している方  
③病院等に3カ月を超えて入院している方
- 支給額 月額 26,340円

## 相談相手がいること知っていますか？

相談支援事業所は事業者としてのネットワークを生かし、また障害者相談員の皆さんは、同じ障がい者または障がい者の家族の立場で自らの豊富な経験から、障がいのある方やその家族のさまざまな相談に応じています。不安や悩みなどお気軽にご相談ください。

### 身体障害者相談員

横塚 静江 53-1587
會澤 隆典 53-7057 連絡はFAXでお願いします。
小田部まつ糸 52-3126
矢野 正紀 56-2014
横山 一洋 55-2634

### 知的障害者相談員

澤海 ひさ子 52-3893
堀江 たみ子 58-2380
篠田 美津江 55-3570
上久保 久一 57-9369

### 相談支援事業所

市社会福祉協議会 (身体障がい・知的障がいの相談) 53-1125
メンタルサポートステーション きらり (精神障がいの相談) 0295-72-5881



## いばらき身障者等用駐車場利用証制度が施行されました。

車いす使用者用駐車場における、健常者の不適切な利用を 방지、本当に必要としている障がい者等の歩行困難な方に対し、「いばらき身障者等用駐車場利用証」を交付し、利用しやすい環境を整備する制度が平成23年10月1日より施行されました。

### 対象者

次のいずれかの基準に該当し、かつ歩行困難な方

視覚障害者		4級以上
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	3級以上
	平衡機能障害	5級以上
肢体不自由	上肢機能障害	2級以上
	下肢機能障害	6級以上
	体幹機能障害	5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能
移動機能		6級以上
内部障害	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上
知的障害者	療育手帳の障害の程度が「㊤」又は「A」の方	
精神障害者	精神保健福祉手帳の等級が「1級」の方	
高齢者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1」以上の方	
難病患者	「一般特定疾患医療受給者証」又は「小児慢性特定疾患受診券」を交付された方	
妊産婦	母子手帳を交付された方で「妊娠7カ月～産後6カ月」の方	

### 申請に必要な書類等

交付基準に該当することが確認できる書類（身体障害者手帳等）。

代理申請の場合は、代理人の本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証等）をご持参ください。

※利用証は、ルームミラーにつり下げて提示していただきます。

※身障者等用駐車場が満車の場合には、利用証を持っていても駐車できないことがありますのでご了承ください。

### ■ 問い合わせ先

福祉課 社会福祉グループ  
各総合支所市民福祉課

☎52-1111（内線135）

山 方 ☎57-6812 美 和 ☎58-3850

緒 川 ☎56-3992 御前山 ☎55-2113



▲利用証